

藤沢市財政調整基金条例及び藤沢市環境基金条例の一部改正について
藤沢市財政調整基金条例及び藤沢市環境基金条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市財政調整基金条例及び藤沢市環境基金条例の一部を改正する
条例

（藤沢市財政調整基金条例の一部改正）

第1条 藤沢市財政調整基金条例（昭和39年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「経済事情の著しい変動により、財源が著しく」を「急激な経済変動等により、財源が」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、緊急かつ必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

（藤沢市環境基金条例の一部改正）

第2条 藤沢市環境基金条例（平成4年藤沢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「整備」を「改修及び修繕」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市庁舎整備基金条例を改正し、公共施設の整備については公共施設整備基金を充てることができることとしたことに伴い、その場合には優先的に公共施設整備基金を充てることとする方針を明確にする等のため、所要の改正をする必要による。